

京都市畜産環境改善事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第133号

京都市畜産環境改善事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市畜産環境改善事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、畜産事業により生じる生活環境の汚染を防止する事業を実施する団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、本市の区域内の畜産事業により生じる生活環境の汚染を防止し、もって市民の生活環境を保全することを目的として交付する。

第4条を削る。

第3条本文中「事業」を「補助事業」に、「経費の2分の1」を「費用の2分の1に相当する額」に、「市長が」を「別に」に改め、同条ただし書中「と認めた」を「があると認める」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、消臭、防臭又は殺虫を目的とする薬剤等（以下「薬剤等」という。）を使用することにより、畜産事業により生じる生活環境の汚染を防止する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象者は、畜産事業を営む者により組織された団体で、補助事業

を行うものとする。

第5条から第8条までを次のように改める。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の14日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、畜産環境改善事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 薬剤購入計画書

(2) 収支予算書

(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた団体は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、畜産環境改善事業変更・中止承認申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、畜産環境改善事業実績報告書(第3号様式)とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他薬剤等の購入金額及び購入量を証する書類

(補則)

第8条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

第9条を削る。

第1号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、

「

申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名
----------	---------------

」

を

「

申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

」

に、「京都市畜産環境改善事業補助金交付規則第4条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に、「申請金額」を「交付申請額」に改める。

第2号様式中「畜産環境改善事業完了届」を「畜産環境改善事業実績報告書」に、

「

申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名
----------	---------------

」

を

「

報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名
	電話 —

」

に、「京都市畜産環境改善事業補助金交付規則第7条」を「京都市補助金等の交付等

に関する条例第18条第1項」に、「が完了したこと」を「の実績」に改め、同様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

畜産環境改善事業 ^{変更}承認申請書
_{中止}

(あて先)京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話 ー

京都市畜産環境改善事業補助金交付規則第6条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
変更の理由及び内容又は 中止の理由	

注 該当するには、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市畜産環境改善事業補助金交付規則第5条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。